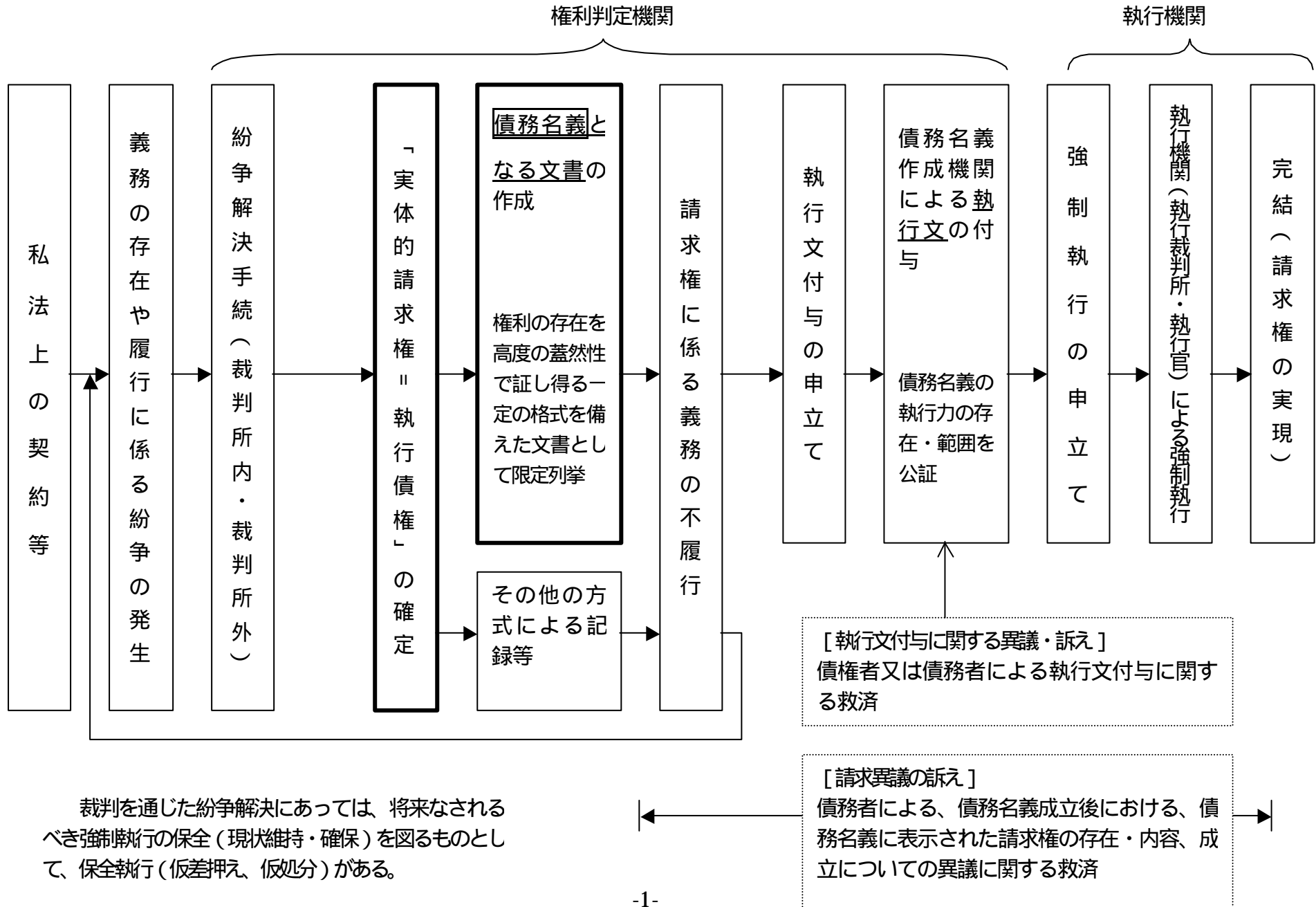


# 説 明 資 料

## (執行力の付与)

### 強制執行までの手続の流れ(概要)



「執行力」・・・債務名義に表示された給付請求権の強制執行による実現を求め得ること。

「強制執行」・・・債務者が債務の履行をしない場合に、債権者が、国家の執行機関に頼んで、国家の手で、強制的に債権の実現をしてもらう制度、ないし、その下で行われる手続。

「債務名義」・・・裁判所などの国家機関が、執行の申立人に、その相手方とされる者との関係で一定の請求権があり、それに基づく強制執行が許される旨を公的に証明した文書。確定判決、執行証書、執行判決のある仲裁判断等がある。

「執行文」・・・債務名義が現在執行力を有することを公証するもの。執行証書以外の債務名義については、事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書については、その原本を保存する公証人が付与する。

「執行機関」・・・強制執行を実施する機関。動産に対する執行であれば執行官、不動産・債権に対する執行であれば執行裁判所（地方裁判所）というように、差し押さえる債務者の財産の種類によって異なる。

## ADRにおける問題点

(事例) Aさんは、借金をして困っていた友人のBさんに100万円を貸した。しかし、返済の期限が過ぎてもBさんからの返済がなかったため、Aさんは貸した100万円の返済を求め、民間ADRにあっせんを申し立てた。あっせんの結果、BさんがAさんに毎月10万円ずつ10ヶ月間かけて借金を返済することで両者は合意した。  
ところが、Bさんは、Aさんに対して3ヶ月間は10万円ずつの返済をしたものの、4ヶ月目以降は返済が途絶えてしまった。

**民間ADRにおける合意には執行力がない**ので、Aさんは、Bさんが任意での返済に応じない以上、4ヶ月目以降の未返済分を返済してもらうことができない。



事例のような解決結果が想定される場合、Aさんのような立場の人は、**ADRでの合意内容が確実に履行されないことをおそれ、ADRの利用を躊躇して、裁判や民事調停など債務名義を得られる他の措置をとらざるをえなくなるのではないか。**



**合意内容が確実に履行されることを保証する途を開くことによって、事案の性質、当事者の希望等により、「裁判で争うか、ADRで話し合いをするか」を選択できる**よう、一定の場合には、ADRでの合意内容に執行力を付与することが考えられないか。

執行力のない合意内容の確実な履行を保証するためには、ADRとしても、履行期限を延長したり、分割払いにするといった解決方法を避け、合意時にすべての履行を求める必要が生じる。これでは、柔軟な解決を図るというADRのメリットが生かせないという問題点もある。

## A D Rにおける合意内容について執行力の有無が問題点となり得ると考えられる事例

### (合意から履行までに一定の期間を設定する事例)

借金の返済をめぐって、貸主と借主との間で借金の返済額について合意したが、合意時には借主が返済すべき額を用意できなかったため、一定期間、支払を猶予することとしたケース

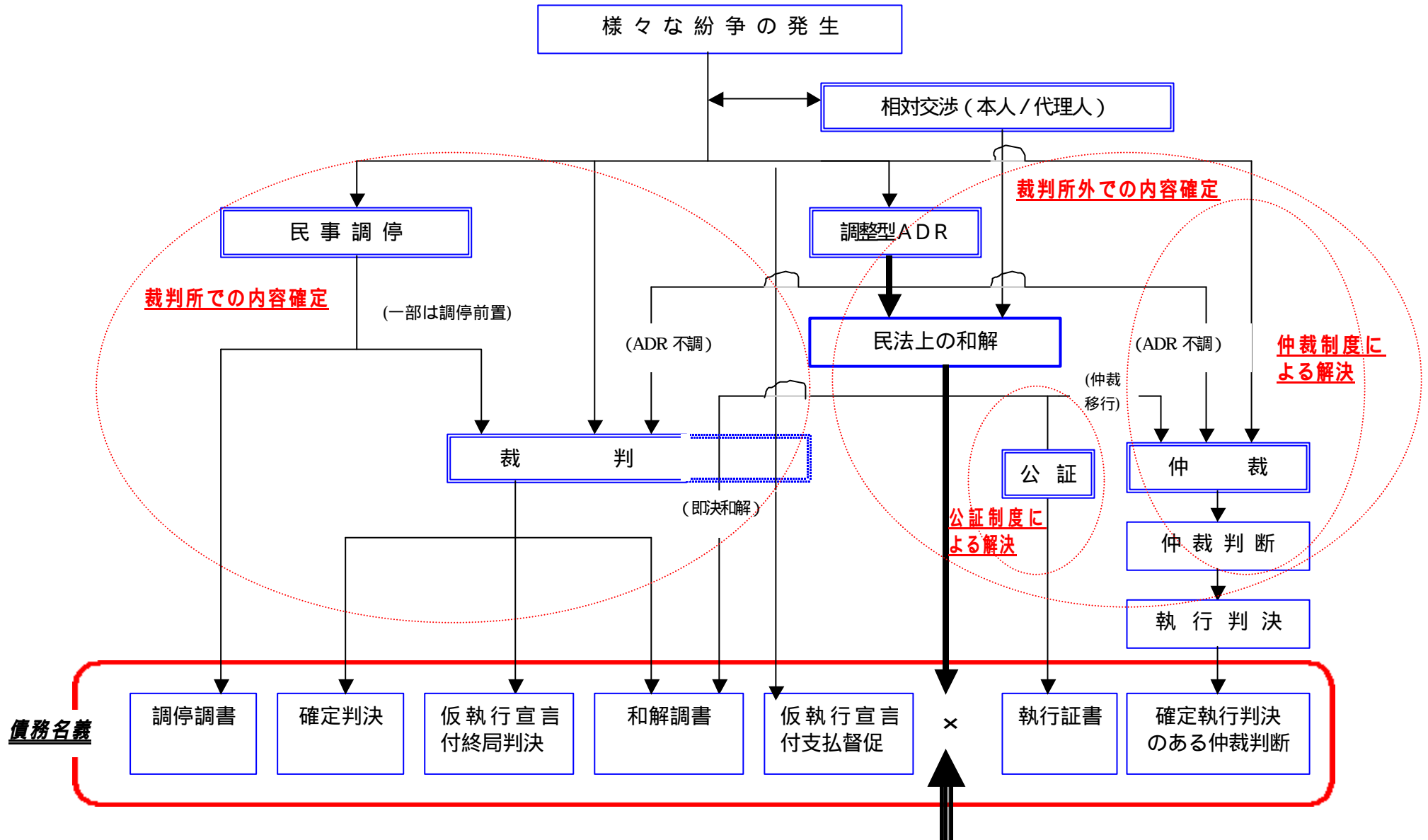
借家の賃貸借をめぐって、賃借人が借家を明渡すことで合意したが、賃借人が新たな住居を探すまでの猶予として、一定期間、明渡しを待つこととしたケース

### (履行が継続的に行われる事例)

借金の返済をめぐって、貸主と借主との間で借金を分割で支払うことで合意したケース

離婚に伴う養育費をめぐって、父親が母親に毎月一定額を支払うことで合意したケース

# 紛争処理手続類型と法的効果（現行）



（問題）現行制度の下では、ADR で和解が成立しても執行力を得るためには、再度、請求権確定手続からやり直す必要がある。

## 執行力付与のニーズ

### ADR機関の意見

#### 「民間ADRに対するアンケート調査」

< 制度基盤の整備を行う場合に執行力の付与が最も必要と考える者の割合（複数回答） >

（ ）内の数字は、何らかの法制上の手当てが必要と回答した機関のみを対象とした計数

- ・ 回収機関63機関全体の中では48%（48機関の中では63%）が、ADRの拡充・活性化のためには執行力の付与が最も必要であると回答。

（参考）

- ・ ADRが扱う紛争分野により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「紛争全般を取り扱う機関」12機関の中では92%（12機関・92%）、「特定分野の紛争を取り扱う機関」51機関の中では37%（36機関・53%）が、執行力の付与が最も必要であると回答。
- ・ ADRが提供する紛争解決方法により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「相談・苦情処理のみを実施する機関」12機関の中では25%（7機関・43%）、「あっせんを行っている機関」16機関の中では50%（14機関・57%）、「仲裁又は調停まで実施する機関」33機関の中では55%（26機関・69%）が、執行力の付与が最も必要であると回答。

## < 執行力の付与に関する意見 >

### (必要とする意見)

- ・ 合意に至っても相手が約束を破れば、現在では裁判所に訴えるしか方法がないので、合意に対する執行力を付与してほしい。
- ・ 現在は執行力がないため、解決方法に分割払いを採用しにくい、そもそも手続の信用性が減殺されるなどの問題があるので、執行力の付与を検討してほしい。

### (不要とする意見・慎重に検討すべきとする意見)

- ・ 当事者が十分に理解、納得しての合意であることが必須条件でなければならないが、実際には十分な理解ができないまま合意文書に署名・押印しているケースもあり、当事者間の力の格差の是正がない限り消費者にとっては危険である。
- ・ 当事者間の合意を得ることを主な目的としており、合意に基づき必ず履行されているので、執行力を付与する必要性を感じない。
- ・ 執行力を付与すべきであるが、合意の内容に対してADRが適性に判断できるかどうかの認定が必要。

現在、合意内容の執行力を確保するための工夫として、仲裁手続への移行、簡易裁判所での即決和解の利用、執行証書の作成等の手続をとっていると回答した機関が多かった。

「仲裁手続への移行」については、執行力確保のためだけに仲裁手続を経る手間・コストの問題等が、「即決和解の利用」及び「執行証書の作成」については、合意後に合意内容や履行を巡って紛争が発生している段階では手段として採り得ないという問題等が、それぞれあるため、既存の債務名義の活用には一定の限界がある。

### (参考)

- ・ 事務局において、別途、行政型ADRに対してヒアリング調査を行ったところ、合意の履行確保のため執行力の付与が望ましいとする意見があった。



## ユーザーの意見（検討会におけるヒアリングより）

### < 法的効果の付与全般に関する意見 >

- ・ ADRに関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まずADRの定義付けをはっきりする必要があると考える。
- ・ ADRの主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆるADRに強力な法的効果を付与するのは問題。

## 検討会においてこれまでに委員から出された意見

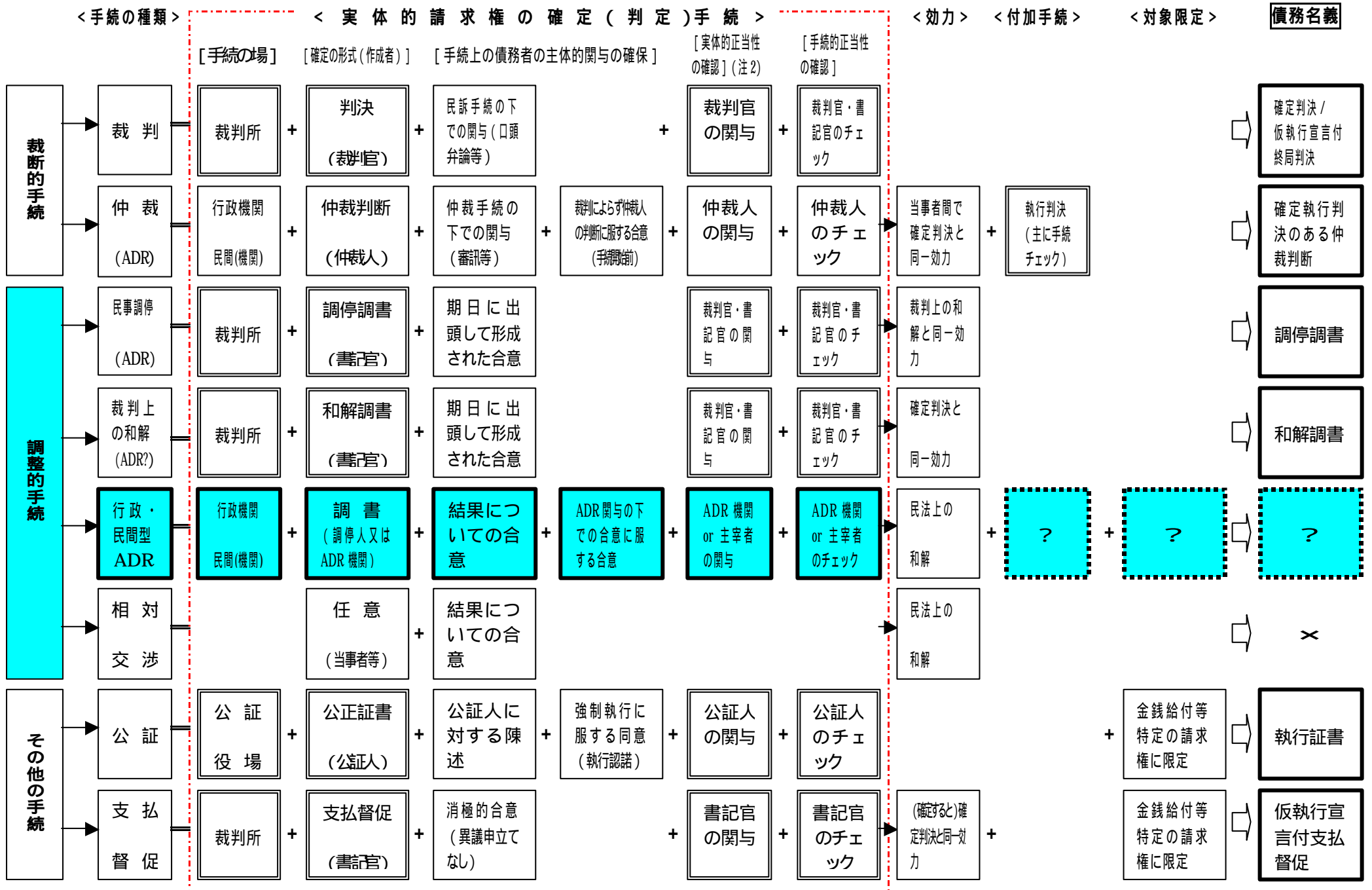
### < 法的効果の付与全般に関する意見 >

- ・ ADRに何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。
- ・ 法的効果の付与等につき検討を進める際には、各ADR機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。
- ・ 十分な制度設計が行われないままに、簡単にADRに法的効果を与えようとする議論は危険である。

### < 執行力の付与に関する意見 >

- ・ 執行力の付与については、当事者に十分な情報が提供され、選択の余地が確保されることを前提に、十分に議論する必要がある。

# 現行の主な債務名義（付与のプロセス等）



(注1)   は司法機関（の関与）を表す。 (注2) 「実体的正当性の確認」における主宰者の関与の度合いは、手続の形態（裁断型・調整型等）等により相当程度幅がある。

ADR 機関

< 実体的請求権の確定「手続の場」 >

ADR 主宰者

< 実体的正当性の確認 >

- ・ 合意が公序良俗に反していないか
- ・ 詐欺・錯誤に基づく合意ではないか
- ・ 請求権の内容は明確か 等

< 手続的正当性の確認 >

- ・ 手続規定に則って当事者が合意形成に  
関与しているか
- ・ 記録等は的確に行われているか 等

当事者 X  
(債権者)

< 主体的関与 >

真意に基づく  
主張・互譲等

合意形成

< 一定の形式化 >

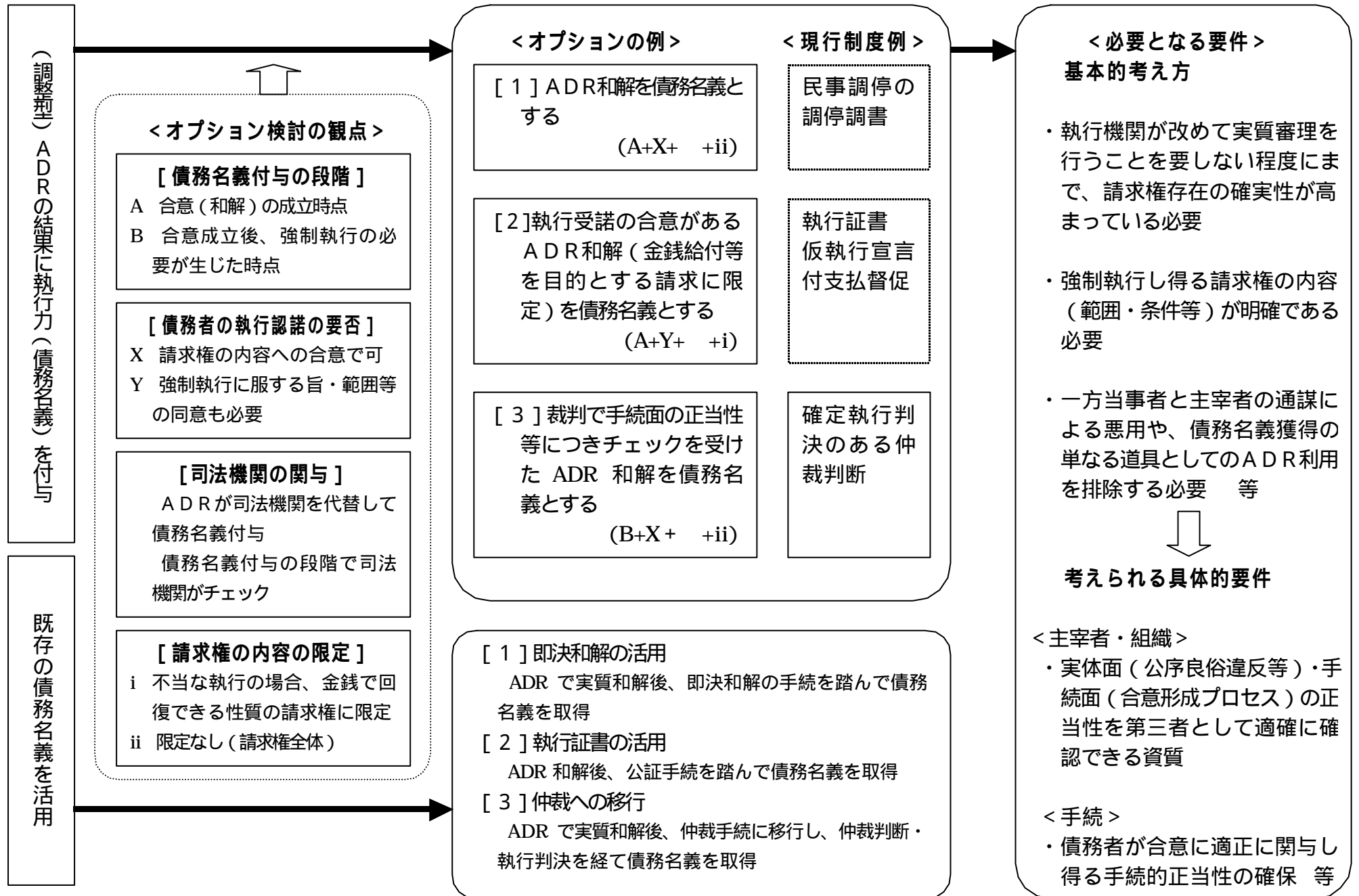
< 主体的関与 >

真意に基づく  
主張・互譲等

当事者 Y  
(債務者)

適確な手続ルール

# 執行力付与のオプション



国家による強制執行発動の根拠という債務名義の位置付けを踏まえると、<sup>1)</sup>によるためには、ADRは「国家」並の公証力を備えている必要があると考えられる。